平成25年第11回教育委員会会議録

日時:平成25年7月23日(火)

午後4時開会

場所:教育委員会室

出席委員	委 員 長	中	湖		喬				
	職務代理者	石	井	雅	子				
	委 員	坪	井		寸				
	委 員	松	本	昭	彦				
	教 育 長	中	野	和	代				
出席者									
	教育次長					中	村	光	_
	学校教育・人権教育担当理事						本	成	之
	教育総務担当参事(兼)								
	教育総務課長(兼)香良洲教育事務所長						JII	昭	子
	教育総務課教育財産管理担当副参事								
	(兼) 施設担当副参事						林	雅	治
	学校教育課保健・給食担当副参事								
	(兼) 中央学校給食センター所長						性	智	樹
	学校教育課保健・給食担当副参事						Щ	美由紀	
	教育研究支援課長(兼)教育研究所長					荻	原	くるみ	
	人権教育課長						合	陽一	一郎
	生涯学習課長(兼)津城跡整備活用								
	推進担当副参事	Ī.				野	田	剛	史
	生涯学習課青少年担当副参事								
	(兼) 青少年センター所長					中	谷	初	男
	生涯学習課公民館事業担当副参事								
	(兼) 中央公民館	長				竹	内	正	巳
	久居教育事務所長						尾		明
	安濃教育事務所長(兼)河芸教育事務所:					₹•			
	芸濃教育事務所長・美里教育事務所長						村		健
	白山教育事務所長(兼)								
	一志教育事務所長・美杉教育事務所長						加寿代		

中湖委員長
それでは、本日の議案等、概要説明をお願いします。

教育長 本日の議案等につきまして、概要を説明します。まず、第33号 津市 立櫛形幼稚園、片田幼稚園及び竹原幼稚園の閉園について、第34号 学校給食 に係る事務改革(中間報告)について、2件の議案について、ご審議をお願いし ます。詳しい内容につきましては、担当課長から説明させていただきますので、 宜しくお願いします。

中湖委員長 それでは、本日の議案は、議案第33号と議案第34号の議案2件です。このうち、議案第33号、議案第34号の2件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第2号の規定に該当するため非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 異議なし

中湖委員長 それでは、議案第33号、議案第34号の2件につきましては、非公開と決定します。

議案第33号 津市立櫛形幼稚園、片田幼稚園及び竹原幼稚園の閉園について

議案第33号 非公開で開催

議案第33号 原案可決

議案第34号 学校給食に係る事務改革(中間報告)について

議案第34号 非公開で開催

議案第34号 原案可決

中湖委員長 それでは、議事に入ります。議案第33号、津市立櫛形幼稚園、片田幼稚園及び竹原幼稚園の閉園について、事務局から説明をお願いします。 教育研究支援課長

教育研究支援課長 この議案につきましては、学校教育課長から説明させていただく予定でございましたが、業務の都合で私の方から説明させていただきます。 議案第33号、津市立櫛形幼稚園、片田幼稚園及び竹原幼稚園の閉園につきましては、現在、休園中の3園を閉園とするものです。櫛形幼稚園及び片田幼稚園は、園児数の減少により、平成22年度及び平成23年度から、津市立神戸幼稚園において3園での合同保育を実施し、「津市立幼稚園の適正規模に係る実践研究」に 取り組んできました。その結果、幼児達の社会性や協調性等の発達に大きな効果をもたらすことができたことから、神戸幼稚園での保育を継続し、平成25年3月31日付けで2園を休園としています。また、美杉地域の津市立竹原幼稚園については、園児数の減少に伴い、平成16年4月から休園しています。このことから、津市立櫛形幼稚園、片田幼稚園及び竹原幼稚園においては、今後も当該地域の出生数等が少ないことから、平成26年3月31日付けで閉園とします。津市立学校設置条例の一部の改正についての議案を平成25年第3回津市議会定例会に提出する予定で、規則改正の施行日は平成26年4月1日とします。以上で説明を終わります。宜しく御審議のほどお願いします。

中湖委員長 ありがとうございました。説明は以上ですが、御質問等ございませんか。

中湖委員長 ひとつ質問してよろしいですか。美杉の竹原幼稚園、なくなるんですが、美杉は該当する園児は、白山幼稚園に行くんですか。或いは保育園ですか。 保育園はあるんですか。

教育研究支援課長 保育所が、太郎生と八知2箇所ございます。そして、幼稚園 を希望されている方は、白山幼稚園に通っていただきます。

中湖委員長ありがとうございました。他に御質問等ございませんか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 それでは、議案第33号 津市立櫛形幼稚園、片田幼稚園及び竹原 幼稚園の閉園について、原案どおり承認することとしてよろしいですか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 それでは、御異議ないようですので、議案第33号 津市立櫛形幼稚園、片田幼稚園及び竹原幼稚園の閉園については、原案どおり承認することとします。

中湖委員長 次に、議案第34号 学校給食に係る事務改革(中間報告)について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課保健·給食担当副参事

学校教育課保健・給食担当副参事 議案第34号 学校給食に係る事務改革(中 間報告)について、説明させていいただきます。こちらについては、資料、参考 2を御覧ください。昨日開催いたしました津市学校給食事務改革推進協議会第2 回の会議におきまして、現時点までの検討内容を別紙以下のとおり6枚綴りにな るんですが、報告を取りまとめたものがございます。その後に、6枚ほどある報 告がありますが、その後ろほどに関係資料1、これについては、現在の津市の学 校給食の現状という形で、資料という形で、4ページほどにまとめてあります。 それと、その後ろに関係資料2、これは、協議会の補充をする検討会、この検討 会というのは、PTA の皆様とか学識を有する方、一般の校長先生方々からいただ いた御意見について、特に会計処理に関する主な意見(1)と2ページ目の食材 調達に関する主な意見(2)という形で、主だった意見を取りまとめたものを関 係資料として提出をさせていただきました。内容等につきましては、私の方から 説明させていただきます。戻りまして、中間報告についてという、本文1ページ 目を御覧ください。こちらについては、皆様も御承知のとおり、津市学校給食協 会不正経理事案の対策という形で、推進をするとともに、津市における学校給食 の抜本的改革を推進するため学校給食に係る事務改革推進組織として津市教育委 員会に学校給食事務改革推進協議会を設置し、その下部組織として、津市学校給 食事務改革推進検討会、さらにその下部組織として津市学校給食事務改革推進プ ロジェクトチームをそれぞれ設置し、協議を重ねてきました。この報告は、これ らの協議を踏まえ、学校給食に係る事務改革に向けた現時点における検討内容を 中間報告としてとりまとめたものです。「1 学校給食に係る事務改革の推進体 制」というところで、(1)津市学校給食事務改革推進協議会です。学校給食事務 の抜本的な改革を推進するに当たり、津市教育委員会に教育委員会委員で構成す る津市学校給食事務改革推進協議会を設置し、学校給食事務の現状等に係る調査 研究、学校給食に係る会計処理及び学校給食用食材の調達の在り方について検討 を進めているところでございます。下の表は、2回開催しておりまして、各々5 月20日に第1回、昨日ですが7月22日に第2回目を開催したところです。次 の(2)津市学校給食事務改革推進検討会でございます。協議会が学校給食事務 の抜本的な改革を推進するに当たりまして、外部の方々から意見を聴取するため、 協議会に津市学校給食事務改革推進検討会を設置し、学校給食に係る事務改革に 向けた協議を行っています。検討会の委員は、保護者、小中学校長及び栄養教諭 の代表者、三重短期大学及び三重大学の教授、行政書士、三重県職員、津市職員 の13人で構成されています。こちらの検討会につきましては、下の表のとおり、 これも2回開催しておりまして、5月29日に第1回目、第2回目といたしまし て、7月2日に開催しております。次に(3)津市学校給食事務改革推進プロジ ェクトチームでございます。検討会における協議を支援するため、検討会に政策

財務部、総務部、会計管理室及び教育委員会事務局の職員で構成する津市学校給 食事務改革推進プロジェクトチームを設置し、学校給食に係る具体的な事務処理 等の在り方について、調査研究を行っているところでございます。これも下の表 のとおり、プロジェクトチームにおきましては、5月30日に第1回目をしまし て、6月24日が第2回目、7月11日が第3回目という形で各々検討をさせて いただきました。以上、3つの組織についてはこのような事務推進体制で、現時 点では行っているところです。次に「2 学校給食に係る事務改革に向けた現時 点での検討内容」でございます。これについては3点に渡って検討内容について 記載してあります。まず(1)協会の在り方でございます。学校給食の円滑な運 営及びその発展を図ることを目的として設立されたものですが、今回の不正経理 という重大な事件を重く受け止めまして、事件の再発防止はもとより、協会の在 り方そのものについて検討する必要があるということでございます。現在は、法 人格を持たない任意の団体である協会が、食材調達のための多額の資金を運用す るに当たりましては、事務執行過程や決算段階での情報の公開性の確保、事業の 執行体制の維持、会計処理に係る専門性の確保などに課題があるということでご ざいます。また、不正経理という保護者や市民の信頼を著しく失墜させたことは、 事務処理方法の見直しや監査体制の強化等による不正防止策だけでは、社会的な 信頼の回復は困難であると考えられます。これらのことから、これまで協会が担 ってきた食材の調達に関する業務を代替し、円滑に給食を提供できる新たな仕組 みを検討します。この検討に当たっては、協会による当該業務の停止と併せ、学 校による食材の共同購入なども視野に入れ今後も検討していくということです。 (2) の会計処理の在り方についてです。学校給食費は、学校給食法において当 然保護者が負担すると定められており、地方公共団体の歳入歳出、いわゆる公会 計として取り扱うべきか、あるいは各学校において校長が徴収管理、いわゆる私 会計でございますが、すべきものかを規定する法的な根拠は定められていないと いうことでございます。昭和32年及び同33年の文部省、現在の文部科学省で ございますが、通達において、学校給食費は校長の責任で管理、いわゆる私会計 にしても良いとしながらも、一方では、市の歳入歳出として管理、いわゆる公会 計としても良いという極めて弾力的な考え方が示されております。これ以降、こ のような通達は出ておりませんので、現在もこの通達が生きておるというところ でございます。というところで、各市町村の実情に応じてそれぞれの判断に委ね られているというのが、現状でございます。現在、津市においては、学校給食費 を市の歳入歳出(公会計)とせず、協会で運用する給食費も含めまして、各学校 長が徴収管理する方式(私会計)で運用しています。

このため、各学校や協会において非常に高額な給食費を取り扱っているという状況と併せ、学校によって学校給食費に係る事務処理の方法が異なることから、

学校給食費の適正な管理方法を確立する必要があるとともに、私会計による会経 処理における事務執行過程や決算段階での情報の公開性を確保する必要がありま す。また、平成20年3月6日付け監査委員告示において、「市立の学校及び幼稚 園並びに学校給食センターが実施する学校給食に係る給食について、保護者が負 担する給食費の徴収・収納及び給食材料の調達・支出に係る経理は、各校・園等 において、いわゆる「給食会計」や「給食センター会計」として経理されている が、透明性の確保及び債権管理の適正を図る観点から、地方自治法及び関係法令 の趣旨を踏まえ、市の歳入歳出とすることを含め、今後の在り方について検討さ れたい。」との指摘もあります。このことから、本市の現状に応じた会計処理の在 り方について、次に示す各会計処理のメリット及びデメリットを吟味し、先進地 調査を行うなど、更に検討していきたいというところでございます。この、メリ ット、デメリットでございますが、これは、私会計のメリット、デメリット、そ れと、公会計のメリット、デメリットという形でそれぞれ整理はしてありますの で、また御覧になっていただきたいと思います。次に、(3)食材調達の在り方に ついてでございます。まず、アですが、学校給食の運営に当たりまして、当然、 食の安全・安心を図る、地産地消の普及をできる限り推進するために、これまで も地域に密着した食材業者を選定してきたというところでございます。今後にお いても、地産地消の推進に取り組むとともに、食を通じた地域の活性化に努めて いきたいというところです。次に、イですが、パンや米飯等の主食食材について は、全市的に公益財団法人三重県学校給食会から調達していますが、小麦等の国 からの補助等がなくなり、食材の流通の仕組みも変わってきた現状においては、 衛生的で安定した供給を前提としつつ、より安価で効率的な調達方法などの検討 が必要というところでございます。このことから、現在、パン等の製造業者と協 議を行うなど、主食食材の新たな調達方法についても検討を進めていきたいとい うところでございます。次に「3 学校給食事務改革に向けた基本的な方向性」 でございます。こちらの方向性については大きく4つにまとめさせていただきま した。まず、1点目の改革の早期推進についてでございます。協会におけるこの 度の不正経理事案にかかわっては、当該協会において、既に支払い関係帳票の様 式を改めるなど事務執行方法を見直したほか、規約を改正し、保護者の代表や会 計に関する専門的知識を有する外部人材を評議員及び監事に選任し、監査体制を 見直すなど再発防止策を講じたところですが、法人格を持たない任意の団体が年 間数億円もの給食費を取り扱っている状況を勘案いたしますと、現状の協会の在 り方そのものを速やかに検討する必要があるということでございます。このこと から、学校給食に係る事務改革に当たっては、協会に替わる食材調達の仕組みを 早期に検討いたしまして、給食事務の新たな体制づくりを進めていきたいという ふうに考えています。(2)全市域を対象とした改革の実施でございます。津市に

おいては、平成23年9月に津市中央学校給食センターを設置いたしまして、全 小・中学校における完全給食を実現してきたところでございますが、給食の調理 を学校給食センターで行っているか、各学校で行っているかにより、また、協会 の利用の有無によって、給食実施回数や給食費、あるいは食材の調達方法などが 異なっておりまして、全市的な統一が図られていないのが現状でございます。こ のことから、本市の学校給食事務全体の改革を抜本的に行うため、協会を利用し ている津地域だけではなく市域全体を対象とした改革に取り組んでいきたいとい うふうに思っております。次に(3)本市の実情に応じた会計処理の検討でござ います。学校給食に係る会計処理は、全国的には私会計、学校会計によるところ が多い状況であり、給食費の高い収納率や食材の調達がよりきめ細かくできるな ど、そのメリットも少なからずあるというふうに考えております。一方で、公会 計による処理は、一会計年度における一切の収入及び支出を歳入歳出予算に編入 しなければならないと規定する地方自治法第210条の総計予算主義の原則に合 致することとなり、監査からの指摘にも応えられることになるなど、こちらにつ いても大きなメリットがございます。その執行に当たっては、学校給食費収納シ ステム、これはいわゆる電子計算のシステムでございますが、そちらの開発や会 計処理を担当する職員の配置などの課題もあるということでございます。このこ とから、学校給食に係る会計処理については、本市の実情に応じた方式となるよ う現在も検討しておりますが、さらに慎重に検討していきたいというふうに考え ております。次に最後になりますが、(4)地産地消に配慮した食材調達の実現と いうところでございますが、学校給食の事務改革に当たっては、各地域の優れた 伝統的な食文化について理解を深めることや、食材の生産、流通及び消費につい て、正しい理解に導くことなど、学校給食法に定める目標の達成に努める観点か らも、今回の改革によって地産地消への取組が後退することのないよう努める必 要があるというふうに考えております。また、公会計による会計処理方式を選択 した場合には、主食であるパンや米飯はもちろん、野菜等の副食食材の調達に当 たっても、市の契約規則等に則った手続きが必要となります。いずれの会計処理 方式を選択した場合においても、食材の鮮度や品質等を維持し、安全で安定した 給食を提供していくことを前提として、地産地消の給食が実現できる食材の調達 方法についてさらに検討していきたいというところになります。こういう形で、 まとめさせていただきました。あと、関係書類については、今回割愛させていた だきます。以上で説明を終わります。宜しく御審議のほどお願いします。

中湖委員長 ありがとうございました。説明は以上ですが、御質問等ございませんか。

坪井委員

坪井委員 最初の方で、多分流れから「事案」と「事件」という言い方を変えていると思のですが、例えば「事案」のところでは、「不正経理事案」という形ですね。2ページの2の項目の「(1)協会の在り方」の2行目は、「重大な事件」と、なっていますが、その辺り、言葉の住み分けというか、整理されているんでしょうか。

教育次長 1ページ目は全体の話で、2ページ目は協会の在り方を説明させていただいておりますので、協会に起こった事件という、そういう意味で使わせていただいています。

中湖委員長 給食協会に抜本的な改革というのは当然早急に進めていかなければならないと思いますが、6ページにも書いていただいてあるように、特に津市全体、旧の一志、それから安芸も含めた学校を対象とした改革については、これと同時平行にはやっていけないと思うんですが、その点どうなんでしょうか。

学校教育課保健・給食担当副参事 この改革については、だいぶ時間のかかる話になってくるというふうな認識でおります。当然、早急に解決していかないといけない部分は、現状の津市学校給食協会をどうするかということについては、早急にどのような形にもっていくかというのは対処しないといけないというふうには考えています。ですから、部分部分においては、やり始めたのはこの4月でございますので、特に早期にしないといけない部分については、早期に決着する形、特に給食協会は早期に決着しないといけないと思っておますので、他の部分に関しては、当然会計処理は次になりまして、最後に食材の件にこれは平行してやっていかないといけないんですけれども、最終的な合併の時に調整ができなかった部分については、ある程度一定の目処がついた時点において、着手していくというような長期的な流れでやっていきたいというふうには考えています。ただ、今回のこの案件はやはり過程を踏んでいかないと、なかなかこういう問題は前に進んでいかない問題というふうに認識しておりますので、その辺りは速度というか、時期などを考えながらやっていきたいと考えています。

学校教育・人権教育担当理事 今の件で、補足させていただきます。協会の存続等については、まだ最終決定されていませんので、その時点で、現在23校、それから中学校は1校抜けますので22校の協会を利用している学校については、もし協会を本年度中に無くすということであれば、当然対応策を考えていかなければならないということで、それもにらみつつこの8月から、当該の学校につい

ては校長先生と連携しながら会計事務の方策、それから発注等の方策について協議を進めていく予定でございますので、その点だけお伝えさせていただきます。

中湖委員長 ありがとうございました。他に御質問等ございませんか。 それでは、議案第34号 学校給食に係る事務改革(中間報告)について、原 案どおり承認することとしてよろしいですか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 御異議ないようですので、議案第34号 学校給食に係る事務改革 (中間報告) については、原案どおり承認することとします。